



＜クーポン加盟店舗用マニュアル＞

実施期間①：令和4年6月1日（水）～ 令和4年7月14日（木）まで
（宿泊のみ令和4年7月15日（金）チェックアウト分まで）

実施期間②：令和4年9月12日（月）～ 令和4年10月10日（月・祝）まで
（宿泊のみ令和4年10月11日（火）チェックアウト分まで）

クーポン付与



宿泊・旅行割引

**※新型コロナウイルスの感染症の再拡大等、感染状況によって、
実施期間を変更または中止する場合があります**

大阪いらっしゃいキャンペーン2022事務局

コールセンターTEL：06-7167-6929

受付時間：10時～19時（土日祝も受付）

専用ホームページ：<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>

<目次>

1. 事業概要

- | | |
|-------------------------------|------------|
| (1) 概要説明 | P2 |
| (2) 事業全体図 | P3 |
| (3) 宿泊・旅行割引額、付与クーポン額 | P4 |
| (4) クーポン加盟店舗の参画要件 | P5 |
| (5) クーポン（おおさかPAY）の使用対象とならないもの | P6 |
| (6) おおさかPAYについて | P7～8 |

2. 加盟店舗の対応事項

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) スターターキット配送物一覧 | P9 |
| (2) 対応フロー | P10～13 |
| (3) おおさかPAY 取扱注意事項 | P14～16 |

3. 特筆について

(

4

(

当項目については、
加盟店舗参画時に
スターターキットとしてお送りするマニュアル
又は
管理画面よりマニュアルをダウンロードし
ご確認ください。

1. 事業概要 (1) 概要説明

キャンペーン名	大阪いらっしやいキャンペーン2022
事業目的	大阪府域へ来訪・周遊する旅行者の観光消費の喚起、並びに旅行機運の醸成を図ることで、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内の観光関連事業者への支援とする。
事業内容	旅行事業者 ① 宿泊付きプラン 大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県内に事業所を有する旅行事業者が取扱う受注型企画旅行、募集型企画旅行、手配旅行で宿泊を伴うプランを利用する大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民に対し、旅行代金の割引や本キャンペーンに参画する大阪府内のクーポン加盟店舗（以下、「加盟店舗」という。）でのみ利用可能な有効期限（※1）のあるクーポン（※2）であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。 ※1 旅行開始日から1週間又は本キャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。 なお連泊の場合、2泊目に付与されるクーポンも旅行開始日から1週間又は本キャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。 （例）令和4年6月1日（水）～1泊2日利用の場合、有効期限を令和4年6月8日（水）とする。 令和4年6月1日（水）～2泊3日利用の場合、6月2日（木）宿泊分に付与されるクーポンの有効期限も令和4年6月8日（水）とする。 ※2 旅行代金に応じてクーポン金額は変動 ② 日帰り周遊プラン 大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかの府県内に事業所を有する旅行事業者が造成する交通事業者（公共交通機関（※1）及びメーター運送のタクシー利用（※2）を除く）を活用した受注型企画旅行、募集型企画旅行を利用する大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民に対し、旅行代金の割引や加盟店舗でのみ利用可能な有効期限（※3）のあるクーポン（※4）であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。 ※1 鉄道、路線バスのように予め発着時間が決められている交通機関 ※2 予め手配した時間貸し運送又は貸切運送のタクシー利用は活用可とする ※3 旅行開始日から1週間又は本キャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。 （例）令和4年6月1日（水）日帰り利用の場合、有効期限を令和4年6月8日（水）とする。 ※4 旅行代金に応じてクーポン金額は変動
	宿泊事業者 大阪府内宿泊事業者が提供する宿泊プランや日帰りプランを利用する大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民に対し、宿泊（利用）代金の割引や加盟店舗でのみ利用可能な有効期限（※1）のあるクーポン（※2）であるキャッシュレスポイント（おおさかPAY）を還元する。 ※1 旅行開始日から1週間又はキャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。 なお連泊の場合、2泊目に付与されるクーポンも旅行開始日から1週間又はキャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。 ※2 宿泊（利用）代金に応じてクーポン金額は変動
	① 宿泊付きプラン 実施期間①令和4年6月1日（水）から令和4年7月14日（木）宿泊分（令和4年7月15日（金）チェックアウト分）、 実施期間②令和4年9月12日（月）から令和4年10月10日（月・祝）宿泊分（令和4年10月11日（火）チェックアウト分）までを対象とする。 ② 日帰り周遊プラン 実施期間①令和4年6月1日（水）から令和4年7月14日（木）、 実施期間②令和4年9月12日（月）から令和4年10月10日（月・祝）帰着の旅行を対象とする。 ※実施期間中でも事業予算額に達した際は終了とする。 ※新型コロナウイルス感染症拡大等に伴う外出自粛の命令等があった場合、事業の中止や期間の変更を行う場合があり、それに伴う一切の費用は事業者の負担となることに同意のうえ参画すること。
対象者	下記①②をいずれも満たすこと ①大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民 ②ワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等（※）で陰性であることが確認できた方 ※PCR検査の他、抗原（定量・定性）検査が対象 ※詳細については、本キャンペーンサイトの「キャンペーンにおけるワクチン接種歴等の確認について」を参照（https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/vaccine/）

1. 事業概要 (2) 事業全体図



利用者

- ・大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民
- ・ワクチン接種歴(3回)又はPCR検査等で陰性であること確認できた方

旅行プラン又は宿泊プランを予約

旅行事業者／宿泊事業者

宿泊（旅行）代金が1人1泊（回）当たり2,000円（税込）以上の下記事業者が造成するプラン

【旅行事業者が造成】

- ・宿泊付きプラン
- ・日帰り周遊プラン



又は

【宿泊事業者が造成】

- ・宿泊プラン
- ・日帰りプラン



旅行事業者／宿泊事業者

①宿泊・旅行割引

<宿泊・旅行割引>

1人1泊（回）につき旅行・宿泊(利用)代金の1/2割引（割引額上限は5,000円）

※最大2連泊まで

②クーポン（おおさかPAY）の発行

<クーポン付与>

1人1泊（回）につき最大2,000円のクーポン付与

※旅行開始日から1週間又は本キャンペーン期間

最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。

※なお連泊の場合、2泊目に付与されるクーポンも旅行開始日から1週間又はキャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで有効。

利用者

クーポン受取・現地確認実施（旅行・宿泊当日）

旅行事業者

宿泊付き・日帰り周遊プラン共通

添乗員/幹旋員が当日にお渡しする
又は
事前に旅行参加者の代表者にお渡しする

宿泊事業者（OTA経由の予約含む）

宿泊・日帰りプラン共通

宿泊事業者がチェックイン時にお渡しする

※当日現地での実施項目

1. 健康管理チェック
2. キャンペーン参加同意書の回収
3. クーポンの付与



クーポン加盟店舗にてお買い物
（おおさかPAY利用）

クーポン加盟店舗

<観光関連事業者>

（一例）



（飲食店）（小売店）（観光施設）（交通）

※日常使いとなりえる業態の店舗は対象外

キャンペーン事務局

実績に応じて支払い

実績に応じて支払い

利用実績の報告

1. 事業概要 (3) 宿泊・旅行割引額、付与クーポン額

実施期間①:令和4年**6月1日**(水)～ 令和4年**7月14日**(木)まで
(宿泊のみ令和4年7月15日(金)チェックアウト分まで)

実施期間②:令和4年**9月12日**(月)～ 令和4年**10月10日**(月・祝)まで
(宿泊のみ令和4年10月11日(火)チェックアウト分まで)

旅行・宿泊(利用)代金(税込) 一人/泊(回)あたり ※1 ※2 ※3 ※4	宿泊・旅行割引(税込)	付与クーポン額
10,000円以上	5,000円	2,000円クーポン
9,000円～9,999円	4,500円	2,000円クーポン
8,000円～8,999円	4,000円	2,000円クーポン
7,000円～7,999円	3,500円	2,000円クーポン
6,000円～6,999円	3,000円	2,000円クーポン
5,000円～5,999円	2,500円	2,000円クーポン
4,000円～4,999円	2,000円	1,500円クーポン
3,000円～3,999円	1,500円	1,000円クーポン
2,000円～2,999円	1,000円	500円クーポン

- ※1 税金には消費税、入湯税、宿泊税を含む
 ※2 手配旅行の場合、取扱料金を含めた金額を割引前料金の基準とする
 ※3 日帰りの場合は一人当たりの旅行(利用)代金
 ※4 販売元(OTA含む)が提供するポイントサービスや、株主優待券、企業の福利厚生の割引券や互助組合などで利用される補助金などの各種割引の利用が予め確認ができる場合、その割引適用後の旅行代金

**例) 旅行代金(大人) 9,000円×2名と
旅行代金(小人) 4,500円×2名の場合(割引前代金合計27,000円)**

宿泊・旅行割引

➡ **【大人】 4,500円の割引(×2名)
【小人】 2,000円の割引(×2名)
割引合計: 13,000円**

クーポン付与

➡ **【大人】 2,000円 (×2名)
【小人】 1,500円 (×2名)
クーポン付与合計: 7,000円分**

27,000円の旅行代金(割引前)に対し、13,000円の割引と7,000円分のクーポン付与により、実質7,000円**の負担!**

1. 事業概要 (4) クーポン加盟店舗の参画要件

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内の観光関連事業者詳細は下記(1)及び(2)を参照

(1) 該当する事業者

下記①に該当する事業者は大阪府発行の「ゴールドステッカー」の認証店であること
 下記②～⑭に該当する事業者は大阪府発行の「ブルーステッカー」の取得店であること

業種	例示
①飲食店	レストラン、喫茶、ファストフード、居酒屋、フードコート等
②小売店	道の駅、サービスエリア売店、土産物店、弁当屋、フードデリバリー、持ち帰り専門店等 ※イトインが併設の場合、「クーポン利用を持ち帰りに限る」
③鉄道・バス	鉄道、路線バス、空港リムジンバス等
④海上運送	観光船、遊覧船等
⑤航空運送	遊覧飛行等
⑥レンタカー	レンタカー等
⑦観光施設	テーマパーク、遊園地、動物園、温泉施設、水族館、観光農園、キャンプ場等
⑧体験型アクティビティ	乗馬、陶芸体験、アスレチック、カヌー、カヤック、パラグライダー、レンタサイクル等
⑨スポーツ観戦	野球、サッカー、ラグビー等
⑩劇場、観覧場、映画館、演劇場	伝統芸能公演等
⑪文化施設	美術館、博物館
⑫タクシー	タクシー、ハイヤー等
⑬旅館・ホテル・旅行事業者 ※	宿泊施設におけるオプションツアー、アクティビティ、追加飲み物代等 ※クーポン付与又は割引対象となっている旅行代金・宿泊代金自体に関する支払い及び旅行代金・宿泊代金に関わる追加費用（部屋のアップグレード代金、レイトチェックアウト代金等）の支払いは除く
⑭その他	

(2) 対象外の事業者

- ① 日常使いとなりえる業態の店舗
 (コンビニ、スーパー、遊興施設、物流、フィットネス、スポーツ場、薬局、アパレル販売、駐車場等)
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の許可・届出の対象となる営業を営む店舗
 (キャバレー、キャバクラ、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、パブ、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等)
- ③ 国及び地方公共団体が直接管理・運営する施設
- ④ 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ⑤ 次頁記載の「クーポン（おおさかPAY）の使用対象とならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員として又は実質的に経営に関与している事業者
- ⑦ 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用している事業者
- ⑧ 暴力団又は暴力団員に対して金品その他の財産上の利益の供与を行っている事業者
- ⑨ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる事業者
- ⑩ その他、本事業の目的に照らして、不適当と事務局が判断する事業者

※ただし、主として観光客を対象に営業する施設であり、事務局による事前の承諾を受けた場合は、対象事業者とすることができる。

1. 事業概要 (5) クーポン（おおさかPAY）の使用対象とならないもの

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける大阪府内の観光関連事業者への支援という制度趣旨に鑑み、以下の商品・サービス等については おおさかPAYの使用対象としない。

- | |
|--|
| ①出資や税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等債務の支払い |
| ②有価証券、金券、その他商品券（ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、コンビニで金券として利用できる引換券）等の換金性の高いものの購入 |
| ③土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い |
| ④現金との換金、金融機関への預け入れ |
| ⑤風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第2条に規定する営業に係る支払い |
| ⑥特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの |
| ⑦クーポン付与又は割引対象となっている旅行代金及び宿泊代金自体に関する支払い |
| ⑧旅行代金及び宿泊代金に関わる追加費用（部屋のアップグレード代金、レイトチェックアウト代金等）の支払い |
| ⑨クーポンを利用するサービス等が大阪府内で完結しないもの |
| ⑩その他、事務局がおおさかPAYの使用対象として適当と認めないもの |

クーポン加盟店舗の登録事業者であっても、上記品目の決済についてはクーポン利用の対象外となります。

1. 事業概要 (6) おおさかPAYについて

region PAY
(親アプリ)



おおさかPAY
(ミニアプリ)



【おおさかPAYとは】

regionPAY (※) のアプリを活用し、加盟店舗でのみ利用可能
(有効期限は、旅行開始日から1週間又は本キャンペーン期間最終日翌日のいずれか早い日付まで)

※ regionPAY (リージョンペイ) 各自治体の消費活動に寄与できる独自ポイントを付与・使用するために開発された決済アプリ。

【クーポン加盟店舗事業者 (管理者)】
WEBブラウザから管理画面へアクセス、
必要な管理機能の使用が可能

【ユーザー】
いらっしやいキャンペーンにて付与された
クーポン (QR) をアプリで読み取った上
で決済を行うことが可能

ブラウザ対応

アプリ対応

管理画面等
対応ブラウザ

Windows11 : Microsoft Edge / Google Chrome / Firefox
(いずれも最新)
Mac OS Version12.3.1以上 : Safari / Google Chrome / Firefox
(いずれも最新)
iPhone OS Version15.4.1以上 : Safari (最新)
Android OS Version12以上 : Google Chrome (最新)
※Internet Explorerは推奨しておりません。

アプリ対象
OSバージョン

iOS 12.4以上
Android OS 6.0以上

1. 事業概要 (6) おおさかPAYについて

●おおさかPAY 利用イメージ (利用者) (アプリダウンロード～キャッシュレスポイントチャージまで)

一度アプリにチャージすると、紙クーポンでのご利用は出来ません。

利用者

1. 旅行・宿泊事業者等よりクーポン (QR) を受取



おおさかPAYキャッシュレスポイント読み込み用QR

region PAYアプリダウンロード用QR

2. アプリDL



※初回は新規登録

3. ログイン



4. おおさかPAY 選択



5. QR読取 (もしくはコード番号入力)



6. チャージ完了



2. 加盟店舗の対応事項 (1) スターターキット配送物一覧

下記をスターターキットとして発送いたします。

① クーポン加盟店舗用マニュアル (本書面)



② region PAY 管理画面マニュアル



④ QR貼付用シール台紙



③ QR貼付用スタンド POP台紙



当台紙の中央部に、管理画面から印刷したQRを貼り付け、会計付近のクーポン利用者が見やすい場所に掲出ください。
※regionPAYマイページ内の「ショップQR表示」参照

⑤ 店舗掲出用 キャンペーンステッカー

お客様に見えやすい場所に掲出ください



⑥ 店舗掲出用 キャンペーンポスター

お客様にクーポンの利用条件が分かるように、見えやすい場所に掲出ください



2. 加盟店舗の対応事項 (2) 対応フロー

お客様受け入れ前の事前準備

STEP 1

管理画面へログイン

- ・大阪いらしやいキャンペーン2021から継続登録した加盟店舗
 前回のID/PW（パスワード）をご利用ください。
 ※事業者コードを忘れた場合は、前回事務局から送信している承認連絡メール
 をご確認ください。メールの確認ができない場合は、コールセンターにお問い合わせ
 ください。
- ・今回のキャンペーンから新規登録した加盟店舗
 担当者のメールアドレス（申請時に登録されたもの）へ
 ID/PW、ログイン用URLが届きます。



STEP 2

詳細情報の確認

- ・基本情報が正確か確認
- ・営業時間、定休日、店舗の紹介コメントを編集
- ・店舗の画像を設定
- ・お店マップ情報の修正



STEP 3

店舗QRを印刷し、 POP台紙またはシール台紙に貼り付け、 会計付近のクーポン利用者に見えやすい場所に掲示

- ・印刷したQRが不鮮明になっている箇所がないかご確認ください。
- ・その他、お客様の受け入れ準備として、店舗掲出用ステッカー及びポスターも
 見えやすい場所に掲出してください。



STEP 4

管理画面にてMAP公開設定を公開とする

初期設定は「非公開」となっておりますので、
 お客様の受け入れ準備が整い次第「公開」への変更をお願いします。
 ※「公開」に変更後、店舗情報がアプリ（即日）、
 キャンペーンホームページ（約3営業日後）に表示されます。

※管理画面の操作方法詳細は別紙region PAY管理画面マニュアルをご確認ください。

2. 加盟店舗の対応事項 (2) 対応フロー

お客様ご利用から換金精算までの流れ

STEP 1

お客様からおおさかPAY利用の申し出



STEP2

おおさかPAY
アプリでの決済
(P.12)

おおさかPAY
紙クーポンでの決済
(P.13)

決済後は原則返金不可の為、金額間違いなど無いようにご注意ください。
※やむを得ない場合の操作方法については別紙region PAY管理画面マニュアルをご確認ください。



STEP3

売上実績確認

決済金額の詳細については、管理画面内の売上一覧画面よりご確認ください。



STEP4

事務局からの入金

換金についての申請は不要です。
※事務局にて決済実績を確認の上、各精算期間ごとに各加盟店舗様へご入金いたします。

2. 加盟店舗の対応事項 (2) 対応フロー

おおさかPAY アプリでの決済

店舗が掲示したQRを利用者が読み取って決済する場合 (MPM方式)



利用者

おおさかPAYアプリを
ダウンロード済みの方

- ・おおさかPAYアプリ操作
- ・店舗QR読み込み
- ・金額入力
- ・決済画面提示

クーポン加盟店舗



1

クーポン利用申し出

おおさかPAYで決済したい旨の申し出あり。

2

アプリ立ち上げ

regionPAYアプリより、
おおさかPAY画面を表示。

4

QR読み取り

アプリ画面で店舗QRを
読み取り、店舗名を確認。



5

決済額入力

アプリ上で決済金額を入力
後、「確認する」を押して
店に提示。

3

店舗がQRを掲示

クーポン加盟店舗QRを、利用者に読
み取ってもらう。



6

決済額・店舗名の確認

利用者スマホ画面にて、
決済額・店舗名が一致
していることを確認。



7

決済完了

加盟店舗での確認後、
「決済する」を押す。



8

決済確認

決済完了画面にて
決済金額・利用店舗名・決済時間を確認
してください。問題がなければ決済完了。
(左図は1,400円分決済の場合)

2. 加盟店舗の対応事項 (2) 対応フロー

おおさかPAY 紙クーポンでの決済

利用者がQRを提示する方式の場合 (CPM方式)



利用者

スマートフォンをお持ちでない方等については、紙クーポンのままでも決済可能。

クーポン加盟店舗



- ・おおさかPAY管理画面操作
- ・利用者持参の紙クーポンのQRを読み込み
- ・金額入力
- ・決済確認画面提示

1 クーポン利用申し出

おおさかPAYの紙クーポン券にて決済したい旨のお申し出あり。

2 管理画面にログイン

店舗側の端末にてregionPAY管理画面にログインしておく。QRリーダーを立ち上げ読み込みする。



←スマホやタブレットの既存のQRリーダーを使用します



3 取引金額を入力

店舗側で利用者のクーポン残高を確認し、取引金額を入力。

4 確認画面提示

利用者へこの画面を必ず見せて金額を確認して下さい。



5 決済完了



QRが読み取れない場合

こちらのチャージコード(20桁)をご入力いただければ決済可能となります。

こちらは利用者がアプリダウンロード用のQRの為、加盟店様が読み込むことはありません。

2. 加盟店舗の対応事項 (3) おおさかPAY 取扱注意事項

おおさかPAYの使用対象とならないもの

※本マニュアルP6参照

加盟店舗の責務

- (1) 本マニュアルに基づき、おおさかPAYと引き換えに商品・サービス等の提供を行う。その他必要な事務局の指示を遵守すること。
- (2) 加盟店舗登録認証後（以下、「認証後」という）にお渡しするID・PW（パスワード）を用いて、速やかに管理画面にログインし、利用者が利用できるように受入れ準備を行うこと。
- (3) 認証後にお渡しする加盟店舗の決済用POP・キャンペーンステッカー等を消費者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。
- (4) 取引においておおさかPAYでの決済を拒否しないこと。
なお、利用者のクーポン残高不足時の際はクーポンと現金又はキャッシュレス決済等と合算にて対応を行うこと。
但し、クーポン加盟店舗側の事情によりその対応が取れない場合は、予め書面等で利用者に明示することにより、断ることも可とする。
- (5) 決済時においては、店舗がQRを掲示する方式（MPM方式）及び利用者がQRを提示する方式（CPM方式）双方での決済対応を原則とする。
※利用者の利便性向上の観点から、加盟店舗側においては、MPM方式及びCPM方式双方の決済対応を原則とするが、やむを得ない場合にはMPM方式のみの対応も可とする。
- (6) おおさかPAYにて購入の商品の返品及び返金は原則不可とする。
- (7) おおさかPAYを用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。
- (8) おおさかPAYでの決済方法含め、当事業に従事する従業員に本マニュアルに記載の内容を周知すること。
- (9) 加盟店舗登録の取り下げをおこなう場合は、取り扱いを中止する1週間前までに事務局へその旨を申し出ること。
- (10) 本キャンペーン終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。
- (11) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、業種別に定められている新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守すること。また、業種別ガイドラインが定められていない分野については、類似する業種別ガイドラインを選び準拠すること。
(内閣官房 業種別ガイドライン一覧)

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf?20220819>

不正利用等

本キャンペーンにおいては、一切の不正な行為は許されない。万一不正利用を行った場合、加盟店舗からの登録取消及び法的措置の対象とする。なお、本キャンペーンの利用に関する事業者と利用者間に生ずるトラブルについて、事務局は一切責任を負わない。

- (1) 偽って対象施設として登録すること。
- (2) おおさかPAYの不正利用（自己取引・架空取引等）を行うこと。
- (3) 詐欺等の犯罪に結びつく行為。
- (4) その他、本キャンペーン事務局が不相当と判断した行為。

その他

- (1) 募集要項兼利用規約に記載のない事項若しくは定めのない事項に関しては、事務局がその対応を決定する。
- (2) 加盟店舗の情報（店舗名称、所在地、電話番号等）は本キャンペーンサイトで広報を行う。
- (3) 国や大阪府・大阪市の方針等によって、内容が変更される可能性がある。
- (4) 加盟申請の際に取得した個人情報については、下記以外の目的では使用しない。
 - ① 本事業に関すること
 - ② 今後、大阪府・大阪市が同種の事業（消費喚起、観光産業活性化）を検討又は実施する場合の情報提供
 - ③ 大阪観光局が実施する観光事業のご案内（賛助会員・コロナリカバリーキャンペーン）

2. 加盟店舗の対応事項 (3) おおさかPAY 取扱注意事項

旅行事業者・宿泊事業者から、本キャンペーンの利用者全員に予め周知される書面となります

【必ずお読みください】

第二稿

※旅行事業者・宿泊事業者は、本キャンペーンの利用者全員に当書面のお渡し等により内容を予め周知ください。

【大阪いっしょいキャンペーン2022 利用規約（表面）】

本規約は、大阪府・大阪市・大阪観光局が実施する「大阪いっしょいキャンペーン2022」の利用について定めるものです。利用者は、本規約内容を十分に理解し、本規約に同意した上で本キャンペーンの申込みをするものとします。

1. 本キャンペーンの対象者は、「大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民」のいずれかであること

※ただし、学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：遠足・修学旅行）に参加する学生及びその引率者については、学校の所在地が、大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県のいずれかであれば、キャンペーンの対象者とする。

- (1) 利用者は、旅行事業者又は宿泊事業者に対して大阪府民、滋賀県民、京都府民、兵庫県民、奈良県民、和歌山県民のいずれかであることが確認できる書類を提示すること。

（団体旅行の場合は旅行契約責任者が必要書類を予め取りまとめること）

- (2) 旅行事業者への申込みの場合は、申込みから出発前までに提示が必要。
宿泊事業者への申込みの場合は、旅行当日チェックイン時に提示が必要。

- (3) 本人確認書類については旅行期間中携行すること。

・本人確認書類例：マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、パスポート、障がい者手帳、在留カード、その他氏名と現住所が確認出来る公的書類

※利用者がキャンペーン適用の要件を満たさないことに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。

2. ワクチン接種歴等の条件を満たしていること

- (1) 利用者は下記条件を満たすこと。

・ワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等（※）で陰性であることが確認できた方

※PCR検査の他、抗原（定量・定性）検査が対象

・12歳未満の子どもは同居の保護者が同伴の場合は不要 ※感染状況により変更する場合あり

・学校等の活動に係るツアーや宿泊サービス（例：遠足・修学旅行）については、検査を省略し参加可能

ただし、引率者は、ワクチン接種歴（3回）又はPCR検査等での陰性が確認できることが必要

※詳細については、本キャンペーンサイトの「キャンペーンにおけるワクチン接種歴等の確認について」を参照

<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/vaccine/>

- (2) 利用者は、旅行事業者又は宿泊事業者に対して上記2.(1)の条件を満たしていることが確認できる下記書類のいずれかを提示すること。（団体旅行の場合は旅行契約責任者が必要書類を予め取りまとめること。）

・接種済証又は接種記録書（ワクチンを3回接種済であることが確認できるもの。コピー・写真・アプリ可。）

・PCR検査等で陰性であることが確認できた検査結果通知（陰性証明書は不要。コピー・写真・結果通知メール可。）

※PCR検査・抗原定量検査：旅行・宿泊開始日の前日から起算して3日以内のもの

※抗原定性検査（簡易キット）：旅行・宿泊開始日の前日から起算して1日以内のもの

- (3) 旅行事業者への申込みの場合は、申込みから出発前までに提示が必要。
宿泊事業者への申込みの場合は、旅行当日チェックイン時に提示が必要。

- (4) ワクチン接種歴等の書類については旅行期間中携行すること。

3. 旅行当日に健康管理チェックシートによる体調確認を行うこと

（健康管理チェックシートは旅行・宿泊当日に記入）

- (1) 本日から遡り7日以内に、37.5℃以上の発熱がありましたか？

- (2) のどの痛み、風邪の症状（くしゃみや咳が出るなど）、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさはありますか？

- (3) 同居家族や身近な知人が新型コロナウイルス感染症に感染している、もしくは感染の疑いがある方がいますか？

- (4) 過去7日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航、

もしくは当該在住者との濃厚接触はありましたか？

※旅行当日上記に該当する場合は、キャンペーンの対象にならない。またそれに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。

●利用規約については、キャンペーンサイト（<https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/>）もしくはregionPAY管理画面よりダウンロード下さい。

2. 加盟店舗の対応事項 (3) おおさかPAY 取扱注意事項

※おおさかPAYの利用について記載があります

【大阪いっしょいキャンペーン2022 利用規約（裏面）】

4. 新型コロナウイルス感染防止対策・新しい旅のエチケットを徹底すること

- (1) 旅行時は毎朝検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、保健所の指導に従うこと。また、スマートフォンを利用されている方は国の接触確認アプリや府の追跡システムを利用すること。
- (2) 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施すること。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もしないこと。
- (3) 宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本キャンペーンの参加条件となる。
- (4) 検温の際、37.5℃以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機し、保健所の指示を仰ぐこと。これら宿泊施設等の従業員の指示には必ず従うこと。
- (5) 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられているため、実施する場合には、確実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切な旅行をすること。
- (6) その他、国や府、利用施設等の感染防止対策要請に従うこと。

5. キャンペーン利用上の注意事項および禁止事項

- (1) 旅行事業者や宿泊事業者が居住地の確認を行う際、居住地が確認できない方はキャンペーンの対象とならない。
- (2) 同行者等が**大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県以外の居住者**であることが発覚した場合、同行者の付与クーポンの返還及び割引適用外の料金を支払う必要がある。
- (3) **大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県内の居住者**のなりすまし、居住地確認書類の貸し借り、虚偽の申告があった場合は、不正受給として付与クーポン及び割引分を返金する必要がある。また詐欺罪に問われる可能性がある。
- (4) 利用者が現住所としている宿泊施設の利用については、本キャンペーンの対象外とする。
- (5) 本キャンペーン利用において不正利用の疑義があり、事務局が旅行事業者や宿泊事業者等より個人情報などの提供を受けて調査を行った場合、これに応じること。
- (6) 利用者がキャンペーン適用の要件を満たさないに伴い、旅行事業者及び宿泊事業者の規定に基づく取消料や割引差額が発生した場合については、利用者の負担とする。
- (7) 新型コロナウイルスの感染拡大等により本キャンペーンの一時停止や中止が生じた場合において、旅行事業者及び宿泊事業者から規定の取消料が発生した場合については、利用者の負担とする。
- (8) 利用者と旅行事業者及び宿泊事業者間に生ずるトラブルについては、本キャンペーン事務局は一切関与しない。
- (9) 本キャンペーンで付与されるクーポン利用の際は、region PAYアプリをダウンロードのうえ、おおさかPAYアプリを選択して利用すること。
(「おおさかPAY」とはregion PAYのアプリを活用し、有効期間内にクーポン加盟店舗のみで使える決済アプリです。)
- (10) クーポンの盗難・紛失等によるトラブルに対し本キャンペーン事務局は一切の責任を負わない。
- (11) クーポンと現金との交換はできない。また第三者への譲渡・転売は禁止とする。
- (12) クーポンで購入した商品・サービスに対する返品および返金はできない。
- (13) その他、本キャンペーン事務局が不適当と判断した行為は、本キャンペーンの対象外とする。

◆クーポンを利用する際のアプリ「region PAY」と「おおさかPAY」の利用規約は右のQRからご確認をお願いします。

※スマートフォンをお持ちでない場合や、アプリをご利用いただけない場合は紙クーポンのご利用も可能です。(利用店舗の制限あり)

◆ region PAY
利用規約



◆ おおさか PAY
利用規約

